



## 議員報酬を改正しました

### 議案名

笠岡市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

Q

どういう議案なの？

A

まず、発議第3号（笠岡市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について）は、議会・行政改革特別委員会の答申結果による報酬額での条例改正とします。

この答申は、平成28年6月から1年半をかけ同特別委員会で調査研究し、平成29年12月に議長へ答申したもので、議員報酬を正副議長・議員でそれぞれ8万円ずつ増やすものです。

答申の提出後、笠岡市議会基本条例第26条（議員報酬の額を定めるに当たっては、笠岡市特別職報酬等審議会条例に規定する笠岡市特別職報酬等審議会の意見を尊重しなければならない。議員報酬の見直しに当たっては、市政の現状と課題、将来の予測及び展望を考慮しなければならない。）に基づき、笠岡市特別職報酬等審議会の意見聴取のため、議長から市長へ審議会開催の依頼を行いました。その後市長から審議会に諮問がなされ、3回の会合を経た後、審議会から答申があり、結果が市長から議長へ通知されました。

審議会からの答申は、議長を3万7千円、副議長を3万3千円、議員を3万円増とするものでした。

発議第4号（笠岡市議会議員の議員報酬及び期末手当の特例に関する条例の制定について）ではこの審議会の答申を尊重し、また笠岡市を取り巻く現状等を熟考して、議員報酬及び期末手当の額から100分の10を減じる減額特例の条例を制定するものです。

これにより、報酬額は次のとおりとなり、次回の市議会議員選挙後から適用されます。

### 発議第3号

### 発議第4号

現行		特別委員会の答申		報酬審議会の答申		特例条例の額（100分の10減）	
議長	52万円	議長	60万円	議長	55万7千円	議長	54万円
副議長	46万円	副議長	54万円	副議長	49万3千円	副議長	48万6千円
議員	42万円	議員	50万円	議員	45万円	議員	45万円

また、議員のなり手不足解消には、国による早急な法整備などが不可欠なことから、発議第6号で「地方議員の環境整備を求める意見書」を国の関係機関へ提出しています。



## 議員定数を改正しました

### 議案名

笠岡市議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例について

Q

どういう議案なの？

A

議員定数を2名減じ、20名とするものです。

22名 → 20名

笠岡市議会基本条例第25条（議員定数は、議会が有する権能を十分發揮し、議会において活発な議論が行われるよう、定めなければならない。議員定数の見直しに当たっては、市政の現状と課題、将来の予測及び展望を考慮しなければならない。）に基づき、議会・行政改革特別委員会で答申したとおりの内容で改正し、次回の市議会議員選挙から適用されます。